

農林水産省
告示第二号
経済産業省

真珠の振興に関する法律（平成二十八年法律第七十四号）第二条第一項の規定に基づき、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき公表する。

平成二十九年六月一日

農林水産大臣 山本 有二
経済産業大臣 世耕 弘成

真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針

この基本方針は、真珠の振興に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の規定に基づき、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方向に関する事項、真珠の需要の長期見通しに即した生産量その他の真珠産業の振興の目標に関する事項、真珠産業の振興のための施策に関する事項、真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項並びに真珠の需要の増進のための施策に関する事項を定めるものである。

第一 真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の意義及び基本的な方

向に関する事項

我が国における真珠養殖業は、平成二十六年の生産額が百三十六億円と、海面養殖生産額の三％を占めており、また、平成二十七年の世界の海産真珠生産額は三百九十八億円と推定され、我が国にお

ける海産真珠生産額が三十四％を占有すると推定される。さらに、真珠宝飾品の国内販売額は千四百二十三億円と推定され、宝飾品販売額全体の十五％を占めている。これらの指標に加え、真珠及び真珠製品の輸出額については、平成二十七年は三百三十九億円に達する。

真珠産業は、真珠を生産する真珠養殖業者のほか、真珠母貝養殖業者、種苗業者、真珠細胞貝業者、真珠核加工業者等の真珠養殖業を支える関連業者、真珠の加工、販売、輸出入等に係る多くの事業者によって担われており、真珠産業全体の従事者は六万五千人と推定される。特に真珠生産地の漁村並びに真珠加工業及び卸売業が集積する地域においては重要な地場産業であり、地域活性化を図るための重要産業の一つである。

我が国における真珠の生産技術は、世界で初めて真珠養殖業を興したことを契機として、産業の萌芽期から現在に至るまで世界を牽引する高い水準にある。こうした我が国の真珠の生産技術の高さから、我が国で生産又は加工された真珠は、国際的に高い評価を得ており、我が国は世界的な真珠の加工集積地としての国際的な拠点機能を有している。

また、我が国においては、真珠は国民になじみの深い宝石であり、冠婚葬祭の場で活用されるなど、国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っている。平成二十八年五月に開催された伊勢志摩サミットにおいては、真珠ラペルピンが日

本を代表する宝飾品として贈呈されるなど、日本を象徴する宝飾品として活用されている。

近年、真珠の産地市場価格が上昇しており、我が国の真珠産業は好転基調にあるものの、平成八年に発生した赤変病によるアコヤガイの大量へい死を契機とした生産の停滞、アコヤ真珠と競合関係にある外国産海産真珠の生産量の増加による国際競争の激化に加え、アコヤ真珠の需要の多くが海外市場に依存しており、世界経済の変動の影響を受けやすいこと等に鑑みると、真珠産業全体は依然として厳しい環境下にある。加えて、従事者の高齢化や後継者不足等から真珠生産者や挿核士等技能者の減少が続いており、真珠産業の生産基盤の脆弱化^{ぜいじやく}が進行するおそれがある。

このため、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に向けて、これらの状況を鑑みて今後十年を見通した長期的な視点から、全国協議会を設置し、この協議会が旗振り役となり、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら、生産者の経営の安定、生産性及び品質の向上の促進、漁場の調査、漁場の維持又は改善、加工及び流通の高度化、研究開発の推進、人材の育成及び確保、真珠に係る宝飾文化の振興及び博覧会の開催等に取り組む。この取組により、ニーズに合った質の高い真珠の安定的な生産及び供給を実現しつつ、我が国が真珠の生産、加工、流通及び輸出の拠点として国際競争力を高め、真珠に係る我が国の国際的な地位の向上を図ることを通じて真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民

生活の実現を目指す。

第二 真珠の需要の長期見通しに即した生産量その他の真珠産業の振興の目標に関する事項

1 真珠の需要の長期見通し

真珠の需要の長期見通しについては、近年の国際的な需要やそれを踏まえた生産動向を勘案すると、平成三十九年には、世界の海産真珠生産額は五百六十億円になると見込まれる。

2 真珠の生産量の目標

真珠の生産量の目標については、真珠の需要の長期見通し及び法に基づき講ぜられる施策の効果を踏まえ、平成三十九年の真珠養殖業の生産額の目標を二百億円とする。

3 その他

真珠の需要の長期見通しに即した生産量その他の真珠産業の振興の目標に関する事項の進捗等を把握するため、必要な情報収集及び解析に取り組むことに努める。

第三 真珠産業の振興のための施策に関する事項

1 生産者の経営の安定

(1) 真珠の生産基盤の整備等

真珠の生産者の経営の安定を図るため、真珠養殖業者や真珠母貝養殖業者が行う経営改善、生産コストの削減及び共同利用施設の導入や真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者のグループ化による労働効率の改善に資する生産基盤の整備等を推進する。

また、持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき漁業協同組合等が作成する漁場改善計画において定める適正養殖可能数量を遵守する真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者の漁業収入の安定を図るための漁業収入安定対策並びに施設整備及び生産資材の調達のための資金の融通を推進する。

(2) 災害による損失の合理的な補償

一年貝及び二年貝の真珠母貝の死亡、流失及び不作、単価安、自然災害等を原因とする真珠母貝の生産金額の減少による損失等を補償する漁業共済への加入を推進する。また、災害等の結果、売上げが減少し資金繰りに支障が出た場合の低利率及び長期の運転資金の融通を推進する。

2 生産性及び品質の向上の促進

真珠養殖業者や真珠母貝養殖業者により生産される真珠及び真珠母貝の歩留り及び品質の向上に資する実証のための取組を推進する。特に、真珠母貝の安定生産が真珠養殖の生産性及び品質の向上において最も重要な要素の一つであることに鑑み、日本固有のアコヤ真珠の母貝安定生産の強化に資する取組を推進する。

また、真珠養殖産地間の真珠養殖及び真珠母貝養殖に係る技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法並びに知識の共有のための取組を推進する。さらに、真珠産業を底上げするための品質及び加工情報の表示に係る共通基準の策定に取り組む。

3 漁場の調査等

真珠母貝及び真珠の生産におけるリスク要因である有害赤潮、貧酸素水塊、水温変化等による被害を防止するため、漁場環境情報の収集や有害赤潮発生等予察技術の高度化を進め、漁場環境や有害赤潮発生等予察情報を真珠養殖業者、真珠母貝養殖業者等関係者に対して迅速に提供することを推進する。

4 漁場の維持又は改善

真珠母貝及び真珠の生産におけるリスク要因を減退させ、更に安定した生産及び品質の向上を図るために、真珠養殖及び真珠母貝養殖の漁場が健全となるよう、アコヤガイ等の水産生物の生育環境を改善するためのヘドロの浚渫しゅんせつの他に藻場の造成など漁場の維持又は改善に資する漁場等の整備を推進する。また、漁場改善計画に基づく漁場の維持又は改善の取組を推進する。

5 加工及び流通の高度化

我が国において生産及び加工されるアコヤ真珠並びに加工される南洋真珠について、国内外においてその高い品質に係る認知度を高め、日本ブランドを確立するよう取り組む。また、品質表示に係る共通基準の策定並びに産地、生産加工履歴等の情報の収集及び整備を推進する。生産、加工及び流通の事業の連携強化を進めることにより、浜揚げ入札会の効率的かつ効果的な運営に努める。

6 輸出の促進

オールジャパン体制によりアジアを中心に新たに創出される需要を捉えながら更なる輸出拡大を図るため、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化に関する情報の発信、真珠の干渉色、照り、巻き及び形といった真珠が固有に備える特徴を生かしたデザインの追求等による高付加価値化の推進及び海外展開に向けたブランド形成の取組、このブランド力を生かしたクールジャパン政策の活用、海外販路の拡大に向けた国内外の市場及び消費に関する情報収集及び提供、海外見本市への参加促進、海外からのバイヤーの招へい等による商談の機会の創出、欧米及び新興国等における真珠購買層の探索等により国際的な真珠集積地及び輸出拠点としての機能強化を推進する。

7 研究開発の推進等

真珠の生産性及び品質の向上並びに加工及び流通の高度化等を図るため、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等の連携強化の枠組みを設け、研究開発情報の共有を進めつつ真珠に係る優先的な研究課題の設定に努める。真珠は真珠生産者が育んだ自然環境に依ってアコヤガイ等が造り出す天然の宝石であること及び自然環境が変化に富むことに鑑み、生産者等の事業の実態を踏まえつつ、真珠母貝の安定生産の強化に資する研究開発を推進するとともに、特に耐病性のある真珠母貝育種等の喫緊の研究課題については優先的に推進する。

また、研究開発に係る連携強化の枠組みにおいて、赤変病のよ

うな病害の突発的な発生に対する備えを図るため、真珠生産に係る病害情報を共有するネットワークを構築するとともに、病害発生リスクを低減する取組の推進並びに真珠養殖産地間の真珠養殖業者及び真珠母貝養殖業者による技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法及び知識の共有のための取組を推進する。

8 人材の育成及び確保

挿核技術、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法などの真珠養殖業における重要技術や知見が地域のみならず全国的に伝承されるよう、人材育成を図るための取組を推進する。また、真珠養殖産地が過疎地域に集中していることに鑑み、他地域からの新規着業の促進に努める。

さらに、各産地の真珠養殖業者が技術情報の交換を進め、真珠母貝、真珠細胞貝及び漁場環境の特性に応じた生産手法並びに知識を共有するための取組を推進しつつ、意欲のある人材の育成及び確保を図る。

第四 真珠に係る宝飾文化の振興のための施策に関する事項

真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることについて、改めて国民の認識を高めることが真珠に係る宝飾文化の振興に有意義であることに鑑み、我が国における真珠の生産に関する歴史及び真珠と国民の生活文化との関連に係る知識の普及を図るため、真珠に係る宝飾文

化の一つである冠婚葬祭、公式な式典等における真珠の利用の促進に努める。

また、真珠の干渉色、照り、巻き及び形といった真珠が固有に備える魅力並びに我が国の優れた生産技術及び加工技術が評価されることを基盤として日本の真珠のブランドが形成されていることを踏まえ、真珠に係るこれらの情報を国内外に発信するための機能の強化に努める。

第五 真珠の需要の増進のための施策に関する事項

真珠の博覧会、展覧会、展示会、品評会等の開催、消費者ニーズを踏まえた商品情報の提供、ブランドの維持のための検定の実施等の真珠の需要の増進のための取組を推進する。また、真珠生産地域への外国人観光客受入れの拡大等に向けた観光業界等の異業種との連携の取組を推進する。さらに、国際的なイベント等における、積極的な真珠の活用に努める。